

長崎県国民保護計画新旧対照表（令和８年変更分）

修正箇所	新	旧								
第 1 編第 3 章 1	<table><tr><td>【指定公共機関及び指定地方公共機関】機関の名称</td><td>事務又は業務の大綱</td></tr><tr><td><u>日本医師会</u> 病院その他の医療機関</td><td>1 医療の確保</td></tr></table>	【指定公共機関及び指定地方公共機関】機関の名称	事務又は業務の大綱	<u>日本医師会</u> 病院その他の医療機関	1 医療の確保	<table><tr><td>【指定公共機関及び指定地方公共機関】機関の名称</td><td>事務又は業務の大綱</td></tr><tr><td>病院その他の医療機関</td><td>1 医療の確保</td></tr></table>	【指定公共機関及び指定地方公共機関】機関の名称	事務又は業務の大綱	病院その他の医療機関	1 医療の確保
【指定公共機関及び指定地方公共機関】機関の名称	事務又は業務の大綱									
<u>日本医師会</u> 病院その他の医療機関	1 医療の確保									
【指定公共機関及び指定地方公共機関】機関の名称	事務又は業務の大綱									
病院その他の医療機関	1 医療の確保									
第 2 編第 1 章 第 1	5 医療提供体制の確保 県は、武力攻撃事態等において、保険医療福祉活動に従事する者の派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための体制の整備に努める。	(新設)								
第 2 編第 1 章 第 5 2	(1) 県における訓練の実施 (略) 訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、県警察、海上保安庁、自衛隊等との連携による、NBC 攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる<u>避難・救援訓練</u>、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。	(1) 県における訓練の実施 (略) 訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、県警察、海上保安庁、自衛隊等との連携による、NBC 攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる<u>避難訓練</u>、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。								

第2編第1章 第5 2	(3) 訓練に当たっての留意事項 ⑦ <u>県は、国民保護措置についての訓練や研修会等を実施する際は、指定公共機関及び指定地方公共機関に対して参加の呼びかけ等を行うよう努めるものとする。</u>	(3) 訓練に当たっての留意事項 ⑦ 指定地方公共機関は、自主的に、国民保護措置についての訓練を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する国民保護措置についての訓練へ参加するよう努めるものとする。
第2編第2章 2 (1)	(1) 基礎的資料の準備 県は、迅速かつ適切に救援に関する措置を実施できるよう、その区域内の収容施設、関係医療機関等のデータベース、備蓄物資のリスト等の必要な基礎的資料を準備する。 ※【県対策本部において集約すべき基礎的資料】(例) ○避難のために集約した資料に加えて、次の資料を基礎資料として特に準備 ○収容施設（避難所（長期避難住宅及び宿泊施設を含む。）及び応急仮設住宅）として活用できる土地、建物等のリスト （※特に、長期避難住宅及び応急仮設住宅として活用できる賃貸住宅等） ○避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児等を収容する福祉避難所として活用できる社会福祉施設、宿泊施設等のリスト	(1) 基礎的資料の準備 県は、迅速かつ適切に救援に関する措置を実施できるよう、その区域内の収容施設、関係医療機関等のデータベース、備蓄物資のリスト等の必要な基礎的資料を準備する。 (新設)
第2編第2章 5 (1)	(1) 避難施設の指定の考え方 県は、<u>避難施設の確保に係る基本的な方針及び</u>区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等地域の実状を踏まえ、市町と連携しつつ、避難施設の指定を行う。	(1) 避難施設の指定の考え方 県は、区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等地域の実状を踏まえ、市町と連携しつつ、避難施設の指定を行う。

第3編第3章 3	(1) 自衛隊の部隊等の派遣要請等 ①エ 武力攻撃災害の応急の復旧（危険な<u>がれき</u>の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等）	(1) 自衛隊の部隊等の派遣要請等 ①エ 武力攻撃災害の応急の復旧（危険な<u>瓦礫</u>の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等）
第3編第4章 第2 2	(2) 避難の指示に際して調整を要する事項 ⑦自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整 イ 国の対策本部長による<u>港湾施設、飛行場施設、道路の</u>利用指針を踏まえた対応	(2) 避難の指示に際して調整を要する事項 ⑦自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整 イ 国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応
第3編第5章 1 (1)	(1) 救援の実施 ①収容施設の供与 ②食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与 ③医療の提供及び助産 ④被災者の捜索及び救出 ⑤埋葬及び火葬 ⑥電話その他の通信設備の提供 <u>⑦福祉サービスの提供</u> ⑧武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理 ⑨学用品の給与 ⑩死体の捜索及び処理 ⑪武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	(1) 救援の実施 ①収容施設の供与 ②食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与 ③医療の提供及び助産 ④被災者の捜索及び救出 ⑤埋葬及び火葬 ⑥電話その他の通信設備の提供 ⑦武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理 ⑧学用品の給与 ⑨死体の捜索及び処理 ⑩武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

第3編第5章 2（4）	<u>（4）事業者との連携</u> <u>県は、救援を実施する際、災害時応援協定等も参考にして、事業者と連携を図るものとする。</u> <u>（6）～（7）</u>	（新設） （5）～（6）
第3編第5章 3（3）	（3）救援の内容 ①収容施設の供与 ア 避難所の候補の把握（住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、<u>国が管理する施設、移動可能な施設、車両等</u>とその用地の把握）	（3）救援の内容 ①収容施設の供与 ア 避難所の候補の把握（住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、<u>設置可能な仮設小屋、天幕等</u>とその用地の把握）
第3編第5章 3（3）	（削除）	（3）救援の内容 ①収容施設の供与 エ 要配慮者に対する福祉避難所の供与
第3編第5章 3（3）	（3）救援の内容 ①収容施設の供与 カ 収容期間が長期にわたる場合の対応（<u>宿泊施設の居室</u>、長期避難住宅等（賃貸住宅<u>及び公営住宅等を含む。</u>）<u>の空室状況の把握及び建設型応急住宅を建設する場合の</u>用地の把握）	（3）救援の内容 ①収容施設の供与 カ 収容期間が長期にわたる場合の対応（長期避難住宅等（賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。）とその用地の把握）

第3編第5章 3（3）	（3）救援の内容 ①収容施設の供与 キ 長期避難施設等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の対応 <u>（調達が困難な場合の、国等への支援要請）</u>	（3）救援の内容 ①収容施設の供与 キ 長期避難施設等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の対応
第3編第5章 3（3）	（3）救援の内容 ⑥電話その他の通信設備の提供 オ 通信設備の提供に係る指定公共機関及び指定地方公共機関への協力要請及び国等への支援要請	（新設）
第3編第5章 3（3）	（3）救援の内容 ⑦福祉サービスの提供 ア 避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者に関する情報の把握 イ これらの者からの相談対応 ウ これらの者に対する避難生活上の支援 エ 福祉避難所の設置 オ 福祉サービスの提供に係る国等への支援要請	（新設）
第3編第5章 3（3）	（3）救援の内容 ⑧武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理 オ 住宅の応急修理に必要な資機材が不足し調達が困難な場合の国等への支援要請	（新設）

第3編第5章 3（3）	（3）救援の内容 ⑨学用品の給与 エ 教科書等の給与に係る国等への支援要請	（新設）
----------------	---	------